

介護予防通所リハビリテーションサービス料金表

(令和4年10月1日改定)

<基本料金:通常規模型通所リハビリテーション費>

	介護度	サービス費	食事費	合計
基本料金	要支援1	2,053	500	2,553
	要支援2	3,999		4,499

<加算料金:加算料金は、該当される方のみ対象となります>

	加算項目		金額(1割)	加算算定に当たっての根拠,または要件等
加算料金	運動器機能向上加算		225円/月	共同して個別の運動器機能向上計画を作成し、これに基づき個別に運動器機能向上サービスを行った場合
	口腔機能向上加算(Ⅰ)		150円/月	口腔清掃の指導・実施又は摂食・嚥下機能に関する訓練の指導・実施した場合算定
	選択的サービス複数実施加算(Ⅰ)		480円/月	運動機能向上及び口腔機能向上の複数サービスを週1回以上実施した場合ただし当該加算を算定の場合は運動機能向上加算及び口腔機能向上加算は算定しない
	若年性認知症利用者受入加算		240円/月	若年性認知症利用者毎に個別の担当者を定めていること
	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	要支援1	88円/月	介護職員のうち、介護福祉士の割合が70%以上/勤続10年以上の介護福祉士25%以上配置の場合
		要支援2	176円/月	
	介護職員処遇改善加算(Ⅰ)		個人別	所定単位数にサービス加算率(4.7%)を乗じた単位数 (所定単位数:介護基本サービス費に各種加算を加えた総単位数)
	生活行為向上リハビリテーション実施加算		562円/月 (開始月から6ヶ月以内)	社会参加などの生活行為の内容を充実を図るため、目標及びリハビリテーションの実施頻度、実施場所及び実施時間等が記載された生活行為向上リハビリテーション実施計画書を作成すること 当該リハビリテーションの終了前1ヶ月以内にリハビリテーション会議を開催しリハビリテーションの目標の達成状況及び実施結果を報告すること
	介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)		個人別	所定単位数にサービス加算率(2.0%)を乗じた単位数。 (所定単位数:介護基本サービス費に各種加算を加えた総単位数)
	介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)		個人別	所定単位数にサービス加算率(1.7%)を乗じた単位数。 (所定単位数:介護基本サービス費に各種加算を加えた総単位数)
介護職員等ベースアップ等支援加算		個人別	所定単位数にサービス加算率(1.0%)を乗じた単位数。 (所定単位数:介護基本サービス費に各種加算を加えた総単位数)	
利用開始日の属する月から12ヶ月超の場合(新設)	要支援1	20円/月減算	利用を開始した日の属する月から起算して12ヶ月を超えた期間に介護予防通所リハビリテーションを行った場合。	
	要支援2	40円/月減算		

<その他利用料金>

	項目	料金	備考
1	日用品費	100円/日	タオル、入浴用品等
2	その他	実費	排泄用品・口腔ケア

※基本サービス費は月額となりますが、食事費・日用品費に関しては利用回数に応じての料金となります

※上記は1割負担の料金になります。介護保険負担割合証に応じて割合が変更になる場合があります